

投資家との面談で、知財の観点から何を伝えられるか

株式会社ハルミズ様 ご相談の対象：商品名・フィルターの交換時期を知らせるカウンター・キャップの形と、関係する他社の権利
貴社の状況：創業2年目のD2Cブランドです。10月20日に投資家との面談があり、11月の展示会で製品をお披露目します。知財はまだ登録も出願もありません。

2026年9月5日にいただいたご相談について、調べた結果と当所の結論をまとめました（2026年9月26日時点）。

※本資料は月額サービス「特許マンの知財担当」の見本です（株式会社ハルミズと製品は架空／他社の特許・商標・意匠の記載は実在）。

伝えられるのは、守りの方針まで

根拠

出願は、商標が9月30日、特許と意匠が11月10日の予定です。10月20日の面談で「出願しました」と言えるのは商標の1件だけです。

対応

9月25日までに、カウンターとキャップの形を誰が考えたかをお知らせいただくことです。

1. これまでに調べたこと

調べた範囲 この書面は、商品名・カウンターの仕組み・ボトルの形について、これまでに当所からお渡しした調査報告書3件の結論をまとめたものです。

2. 関係する他社の権利

特許・出願の番号	名称	権利者・出願人	どこが近いか・いま権利が生きているか
特許第7307421号	携帯用浄水ボトル	エ．マ．フ．ル合同会社／中村 充男	2023年に特許になり、最長2043年まで効力があります（2026年6月に特許料が納められています）。カートリッジを、キャップと内側のパッキンの両方にねじ込んで留める構造です。
特許第7103941号	重力流式フィルタアセンブリ	Hydros社（ハイドロス ボトル，エルエルシー・米）	最長2036年まで効力があります。注ぐ型の装置に使うフィルター（プラスチックの筒の上下に金属のフィルター、中にろ材）も押さえており、吸う型に及ぶかは解釈次第です。同じ系列の第7636371号は、注ぐ型のキャップ（給水口と注ぎ口に回す蓋）が条件です。
特願2024-140630	重力流式フィルタアセンブリ	Hydros社（ハイドロス ボトル，エルエルシー・米）	同じ系列の出願で、いま審査中です。いまは、筒の中に網のカートリッジを入れたフィルターで権利を求めています。

3. 面談で話すことを決める材料（知財の目的・未確認のところ・話せる範囲）

知財で何をしたいかを言えるか
言えます（商標と意匠は守る目的、特許は出願の見込み）

商標は、他社に先に登録されると、貴社がその商品名を使うことが商標権の侵害になるおそれがあるためです。特許は、今のカウンターの構造が2003年の米国特許に書かれていて取りにくいいため、作りを見直してから出願になります。面談で『このカウンターは他社に無い』とは説明しないでください。意匠は、キャップのカウンター部だけを守るためです。ボトル全体の形は、近い登録意匠が3件あるため、出願をお勧めできません。

まだ確かめていないところは無い
3件あります（他社の特許の範囲、他社の意匠権の範囲、誰が考えたか）

①他社の特許：第7307421号とHydros社の特許2件・出願1件が販売の妨げにならないかは、10月23日に対比した結果をお渡します。②他社の意匠権：ボトル全体の形に近い第1755612号と第1771776号は権利が続いており、侵害しないかはまだ確かめていません。③誰が考えたか：社外の人や社内の人が考えた部分は、権利を貴社に移す契約や社内の定めが無いと、貴社の名義だけでは出願できないことがあります。

面談で話してよいもの・話せないもの
話せないものが2つあります（カウンターの図と構造、ボトルとキャップの形）

カウンターの図と構造、ボトルとキャップの形は、11月10日の出願まで、見せることも口で説明することも控えてください。秘密を守る約束のない相手に見せると、特許や意匠を取れなくなることがあります（見せてしまったら、すぐ当所へお知らせください。日本では1年以内なら手続があります）。商品名と、カウンターを特許で、形を意匠で守る方針は、お話しただけです。他社の権利の件は投資家の調査で聞かれることがあるので、面談の前にご相談ください。

4. すること

- 貴社がすること
- 9月25日までに カウンターの仕組みと、キャップの形を誰が考えたかをお知らせください（社外に頼んだ分があればその旨も）。
10月16日までに フィルター全体（上下の面も）・キャップの上と内側の写真をお送りください。
- 当所がすること
- 9月30日までに 製品名の確定を受けて商標を出願し、出願した旨と出願番号を貴社にご報告します。
10月23日までに 写真をいただいてから5営業日以内を目安に、他社の特許第7307421号とHydros社の特許2件・出願1件を貴社の製品と対比し、結果と設計変更の案をお渡します。
11月10日までに 出願するとお決めになった場合、カウンターを特許で、キャップのカウンター部を意匠で出願します。
見直し Hydros社の出願が特許になったときは、ご希望があれば、この書面を作り直してお渡します。

<この書面の前提と、言えないこと>

- 前提 この書面は、今回の調査が創業まもない時期のものであることを前提にしています。この前提と違うところがあれば、お知らせください。結論が変わることがあります。
- 調査記録 調べた条件・件数・原文は、別紙「調査記録」でお渡します（お手元のAIで中身を確認できるデータも添えます）。
- 見えていないもの 出願は原則として1年6か月たつまで公開されず、その間は当所でも確認できません。同じ内容の出願がすでにあるかもしれません。この書面は複数の相手に渡る前提で、出願前の中身は書いていません。
- 言えないこと 評価や調査の結果を保証するものではありません。鑑定書や、特許庁への出願の手続は、別途お見積りいたします。
知育特許事務所 弁理士 米田 恵太 / 日本弁理士会登録番号第16197号